令和元年度安全保障貿易管理政省令等改正説明会 質疑応答

令和元年12月13日(東京会場)、17日(大阪会場)及び18日(名古屋会場)において、政省令等 改正説明会を実施しました。その際の質疑応答は以下のとおりです。

※説明会当日に回答を保留にしたものについての回答も記載しています。

<1の項関連>

運用通達の1の項の解釈「火薬類」について、「航空機用の加工品であって・・・」とあって最後の方で「型式証明を受けた民間航空機用に用いるもの」という記述がありますが、型式証明を受ける前提の試験中の航空機はこれに入るのでしょうか。

今の運用においては「型式証明を受けた」とありますので、型式証明を受ける予定のものについては、個別にご相談ください。

<2の項関連>

貿易外省令第9条第2項第十四号のホとへについて、パブコメ結果の「58」「59」でも言及されていますが、「同軸5軸の輪郭制御の可能なCNプログラムの提供についてこのホとへが適用できるのだろうか」という問いがあります。こういうケースというのは、つまり、たとえば非該当の工作機械に所謂該当のプログラムが付随して一緒に輸出される場合、この省令が適用できれば役務許可はいらなくなると考えることができますか。

非該当貨物については特例の対象になっておりません。例えばホの部分、「・・・の取引であって、貨物 (輸出令別表第1の2又は4から15までの項の中欄に掲げるものに限る)・・・。」この表記はすなわち該当貨物を指しています。

弊社は2の項(12)に該当する貨物の生産を行っておりまして、それに関連して貿易外省令第9条第2項第十四号ホとへの「プログラムを提供する取引であって・・・」という解釈が分かりません。これは引き合いを受けて、生産し実際に経済産業省から許可を受けて輸出して、最終的な据え付けの段階での許可が不要ということでいいですか。

ホの部分でいえば、除外の対象としては「プログラム」、そのプログラムについて、許可を受けた貨物の輸出に附随する据付、操作、保守に該当するということであれば、契約が発効した日又は許可を受けた日のいずれか遅い日に提供するものに限り、当該プログラムについて許可を取得する必要はないということになります。

< 7の項関連>

運用通達の7の項解釈に「輸出令別表第1の7の項の経済産業省令で定める仕様のもの」があり、その中に貨物等省令第6条第一号、第二号・・・と続いているところがあります。これは規制の範囲が広

がったということだと思うのですが、どのような意図で新設されたのでしょうか。

従来同様の規定として「集積回路」の解釈として「ウエハー上における回路形成からパッケージングまでの工程の全ての状態のものをいう。」と規定していました。WAでは、集積回路だけではなくてこの解釈に指定してある対象となる貨物についての共通解釈になったものです。

<民生用の自動車又は鉄道車用の除外規定>①

輸出令別表第1の7の項(1)の集積回路、貨物等省令第6条第一号ロの民生用の自動車の除外規定が「使用する」から「設計した」に変わりました。弊社の場合、自動車部品に使用する集積回路に関しましては、例えばAEC-Q100とかですね、民間規格を満たしていないとか社内の同じ規格に合致するそういう仕様で半導体メーカーから買っておりますけどそのような場合、我々は、半導体メーカーに該非判定を確認しなくても自動車用に設計されたと判断しても問題ないでしょうか。

発注する時にそれ用にという形で独自に設計してもらっているということでしょうか。

<民生用の自動車又は鉄道車用の除外規定>②

発注する時に独自設計するものもあれば、他の用途でも使えるけれども自動車用の民間規格に合致した仕様ということでお願いしている場合があります。通常自動車用ですと、音とか振動という環境が厳しいものですから所謂、一般の民生用、たとえば家電用とは違う高いレベルの規格で発注しています。そういった場合にメーカーからの確約をとらなくてはならないのか、それとも基本的には設計意図が、厳しい要件で使う意図がなければ普通はコストから考えてそのような部品というのは供給されないはずなので、ユーザーとして判定して良いかということです。

今回の改正の趣旨として「設計した」とありますので民間用で使うためにはこれくらいのスペックが必要となるので、設計しているであろう域を超えていないように思います。それからすると今回のその改正の文言的には一応妥当とは思えないと考えます。

<民生用の自動車又は鉄道車用の除外規定>③

たとえば民間規格に合致した場合にも同じなのでしょうか。

その場合というのは要するに自動車用にも使える、自動車用に使うためのスペックが達している、そういうだけに思います。

<民生用の自動車又は鉄道車用の除外規定>④

他の用途に使えないという保証はないです。

用途に使えないかというよりは「設計した」というまでは言えないのではないのかと思います。

<民生用の自動車又は鉄道車用の除外規定>⑤

車載用の電子部品の規格に合致していてもでしょうか。車載用の電子部品の規格というのが世界的に あるのですが。 規格の話ですが、文言的には「設計」とありますので、個別にご相談いただければと思います。

<貨物等省令第6条第二号の二の(六)>①

貨物等省令第6条第二号の二の(六)について規制の明確化あるいは強化という説明がされなかったと思うのですが、こちらの条文の追加の意図をお聞かせください。「動作周波数は8.5ギガヘルツ超31,8ギガヘルツ以下の全ての周波数帯域において・・・」となっているところです。

ここの部分は規制の強化です。周波数の範囲等については省令6条二号の二の(一)から(五)までのものは(六)の中から除かれている((一)から(五)までのいずれかに該当するものを除く。))のですが、「全ての周波数帯域において」というのが肝であり、ここについて新たに5ワットを超えるものが規制の対象として追加されました。

<貨物等省令第6条第二号の二の(六)>②

貨物等省令第6条第二号の二の(六)について、「動作周波数」といのは、設計に規定した範囲、それがこういった帯域内に入っているということが対象という認識でいいですか。

こちらの部分につきましては設計時にかかわらず、その輸出貨物がこういった能力を有するものを対象 としています。

<貨物等省令第6条第二号のニの(六)>③

そしたら他の項の動作周波数と違うという認識なのでしょうか

他の項も一緒です。

<貨物等省令第6条第二号の二の(六)>④

ディスクリートトランジスタが追加されたところ以外、(二)とか、動作周波数の範囲が規定されていると思います。マイクロ波用機器のところにそれぞれ規定されていると思いますが、それと今回追加されたものの扱いは同じでしょうか

設計時のものというより今回(六)で規制の対象に追加されたものというのは(六)のところで「8.5ギガヘルツ超31.8ギガヘルツ以下の全ての周波数帯域において」ということでありますので、ピンポイントで、たとえば8.5だけとか31.8だけというのは(六)には該当しない。動作周波数の範囲8.5から31.8というのは確かに、たとえば(二)では6.8ギガヘルツ超31.8ギガヘルツというような形で書いてありますが、あくまでも「ピンポイントの動作周波数の範囲において」であり、(六)については、繰り返しになりますが「全ての動作周波数の範囲において」新たな規制の対象に追加されたというものです。

<貨物等省令第6条第二号の二の(六)>⑤

広帯域ではなかったところは設計時の範囲で、ピンポイントで入っていれば該当になるし、広帯域の ものはそれらは関係なくその能力を持ってというところが大事なのですか。 能力を持っているというよりも設計時にかかるか、かからないのか、要するに今回の(六)については 設計時にかかって(二)については設計時にかからないというような、特に運用通達の方を見てみないと 分からないのですが、特に記載がない限りでは、基本的にはその設計時には(カタログ時というのでしょ うか)、輸出する貨物そのものが指定のスペックを有しているのかいないのか、設計時等々というのは関 わらずそういった判定が必要だと思います。

現在、貨物等省令第19条第1項第一号と第二号の改正についてのパブコメを実施しているとのことでしたが、それは付表の技術に指定されるということはあるのでしょうか。

貨物等省令第19条第1項第一号は、パブコメ案では「第6条第二号ハ(一)5若しくは6若しくは (二)3若しくは二(一)5若しくは6若しくは(二)3若しくは4又は第十六号ロに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)」と下線部の、新たに告示貨物になったものの技術が追加されており、規制の強化になります。しかしながら、貨物等省令第19条第1項第一号は、現行でも提出書類通達の別表2の付表1に規定されていますが、「6 外為令別表の7の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第1項第一号又は第三号のいずれかに該当するもの」という規定ぶりであって、「付表1」の改正は生じませんでした。

貨物等省令第19条第3項第四号「・・・正常状態に回復するように特に設計したプログラム」というのが追加になっています。これはその誤動作から安定するためのプログラムということで、設計する上で通常の機器に盛り込むような技術ではないかと思いますが、あえてこれを追加されたことについて質問します。その電磁パルスとか静電放電とか強度とかそういうものの規定があるのでしょうか。

レジーム上では電磁パルス又は静電放電の強さに関する規定は存在しておりません。なぜ追加されたのは、電磁パルス(EMP)の爆弾等は、電磁パルスを発生・照射し、電子機器を無効化する軍事的には有効な兵器であるが、現状ではEMP攻撃に耐性を有する汎用の集積回路は規制されていません。そのため、2018年WAでは電磁パルス、静電放電(ESD)によってオペレーションが中断されても1ms以内に動作の継続を損なうことなくマイクロコンピュータ、マイクロプロセッサとマイクロコンピュータのマイクロ回路を復旧するように特別に設計ソフトウェアを規制対象に追加されたものと聞いています。

<9の項関連>

9の項の暗号装置において、規制強化される耐量子暗号というのは具体的にどういったものなのでしょうか。この暗号というのはビット数等ちょっと関係なく規制されるということで、社内で対象の暗号があるか確認をする際どのように説明したら良いのか分からないのでアドバイス頂きたいなと思っています。

「耐量子(コンピュータ)暗号」と呼ばれているものとして、貨物等省令第8条第九号イに(四)から (六)に新しく非対称アルゴリズムを規定しましたが、まだ実用化されていない研究途上にあり、いわゆる「鍵長」は明示されておらず、現在においてはこれに該当して規制の対象として許可申請が必要という ものはないと承知しております。

<貨物等省令第8条第九号イ(二十)>①

貨物等省令第8条第九号イ(二十)の「ネットワークに接続する・・・・」について、パブコメの回答の「37」では「ネットワークに接続する特定の民生産業用途に限定されているもの」に修正するとありまして、(二十)1の一のところでは「ネットワークに接続する特定の・・・」という形で追加されていますが、柱書の「ネットワークに接続する民生産業用途」のところには追加されていないのですが、これはこの理解で正しいでしょうか。

柱書は、あくまで規制の枠を提示するものであり、詳細は「次の1及び2に該当するもの」として規定しています。パブコメの回答である「ネットワークに接続する特定の民生産業用途に限定されているもの」は、1一口の個所を示しており、公布された規定で問題はありません。

<貨物等省令第8条第九号イ(二十)>②

貨物等省令第8条第九号イ(二十)として追加された除外規定・・・「ネットワークに接続する民生産業用途に設計したもの」について、所謂 IoT 機器ということでされました。ネットワークに接続する民生産業用途であると非常に幅広く除外されるものがでてくる・・・と想定しております。例えば工場の監視に使うセンサーとか監視カメラであるとか様々あると思うのですが、この除外できる品目或いは除外できない品目、どこに閾値があるのか、どこまで広くとらえてよいものか不明なものですから具体的な例示できる品目、あるいは条件があればお伺いできればと思います。

類似のご質問についてパブリックコメント段階でも結構いただいておりまして、その概念として線引きができるのか。というのは WA の規定ぶりについては省令の以上のことはなく、例示になるのか QA になるのかは今後の検討ですが、線引きができるような形で調査しまして、改めて記載したいと思います。例示になるのか除外の代表例になるのかは、QA 等でご提示したいと思っております。

<貨物等省令第8条第九号イ(二十)>③

新たに追加された IoT の規制除外の部分、省令第8条第九号イの(二十)は、パブコメの結果を受けて(二十)の縦数字の1の横数字の一の口の部分が「ネットワークに接続する特定の民生産業用途に限定されているもの」と変更されましたが、この部分と解釈である「ネットワークに接続する民生産業用途」と WA 上は同じ Technical Note に当たる部分なので、この「特定の」というのが途中に入るのはよくないと思っています。いかがでしょうか。

「特定の」というのは、WA上は「a specific・・・」と単数形で書かれている、単数形というか「a」という単数を示す冠詞がついていますけれども、「ネットワークに接続する民生作業用途」というのはこれから検討されるとのことでしたが、A、B、Cといろいろある中のあるAだけに限定しているようなことを指していると思っていますが、例えば集積回路の場合、AにもBにも使えるような特定用途向け標準集積回路という製品が企画されたりしますが、そのような場合はこの除外規定が適用できないと考えた方がいいですか。

この部分については、ご指摘の点を踏まえましてご提示したいと思っています。

<貨物等省令第8条第九号イ(二十)>④

追加された IoT 除外について、運用通達の解釈のところで「任意でないデータ」が定義されており「システムの安定性、性能又は物理的測定に直接的に関連するセンサーのデータ又は計測したデータ・・・」たとえば、センサーで読み取ったデジタルなデータをイメージされているのだと思いますが、弊社の製品で、カメラで撮影したアナログデータをデジタルに変換してそれをネットワークにのせるといった製品があります。この「任意でないデータ」にはそういったカメラで撮影したアナログ値をデジタルに変換したものも対象になると解釈できますか。

ご照会のあった画像のアナログデータをデジタル化し、ネットワークにのせるものは、運用通達の「任意でないデータ」に合致していると考えますが、他の要件との関係がありますため、具体的な用途をお示しの上、個別にご相談いただければと思います。

<貨物等省令第8条第九号イ(二十)>⑤

今回追加された貨物等省令第8条第九号イ(二十)の「ネットワークに接続する民生産業用途ために設計したものであって・・・」という除外規定は、WAでは *j. Items specially designed for a 'connected civil industry application', meeting all of the following:*と「specially designed」という文言があります。この(二十)を実際に適用しようとした場合、どのようにすればこのspecially designed=特に設計された」と解釈すればいいでしょうか。

IoTを念頭に置いた規定であると聞いておりますが、パブリックコメントを行った時にも「この除外規定に該当するものってどいうったものなのか、民生用途等々の責任を持った解釈をどのように進めたら良いのか」という質問をいただいており、未だに対応できておりませんが、施行日までに、今のご指摘も踏まえまして、おそらくQ&Aの形で情報提供できればと思っております。

<貨物等省令第8条第九号イ(二十)>⑥

輸出令別表第1の9の項(7)の暗号装置について、貨物等省令第8条第九号イ(二十)として新設される除外規定、「ネットワークに接続する民生用途のため」の暗号の適用条件について教えて頂きたいと思います。カーナビなどですね、Yahooのようなまあ・・・ブラウザーにアクセスするような場合や車載に搭載される電話に搭載される暗号機能というのは新設される除外規定の条件を満たしていると言えるのでしょうか。

(二十)の除外規定に関するご質問であるとかパブリックコメント頂いていますが、どういった場合が (二十)に該当するのかどうか、施行前に例示のような形になるのかそれとも定義の部分についての解釈 としてお示しできるのかというのはまだ固まっていませんが、QA等の形で提示を検討しています。

<貨物等省令第8条第九号イ(二十)>⑥

省令第8条第九号イの(二十)でネットワークに関する除外規定が追加され、大変うれしく思ってお

ります。当社では、スマートメーター及びスマートメーターと通信するためのコンセントレータ、その他周辺機器の設計、製造、販売を行っていますが、現在、端末であるスマートメーター自身は市販暗号装置で非該当と判定、スマートメーターと通信するコンセントレータ等は該当と判定しております。今回、コンセントレータにこの除外規定を検討していますが、条件として1二のイに「一に該当する端末と通信するために設計したもの」とあり、端末は一に該当するという条件がございます。したがって現在市販暗号装置で判定しておりますスマートメーターは、省令第8条第九号への市販暗号装置と更に今回、省令第8条第九号イ(二十)を選定することになります。省令第8条第九号イ(二十)の2では「公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもの」を検討する必要があります。今までは、市販暗号装置でしたので、暗号アルゴリズム等は検討する必要はありませんでした。しかし今回のこの除外規定を検討するには市販暗号装置であったとしても公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたものを確認する必要があると考えていますが、考え方でいいのかどうか。

もう1件、この判定を行うには市販の通信ICを使っていたとしても、ICメーカーに搭載されている暗号アルゴリズムの確認とそれが公開されているか商業用かという確認する必要がございます。該非判定の効率化を目的に市販暗号装置であることをもって、公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたものとはできないかどうか。

精査が必要なのだと思いますが、まず市販暗号装置としての除外と今回新たに創設した除外規定については、どれか1つに該当すれば、すなわち非該当という整理になるというのが1つ目の答えで。

それから市販の方で除外になっているから(二十)の確認について影響を与えるのかというと、これは それぞれ独立したものですので、後半部分についてはそれなりの該非判定の整理が必要になってくるとい うことだと思います。

<貨物等省令第8条第九号イ(二十)>⑦

後半については理解しました。では、スマートメーターと接続するコンセントレーターを今回除外規定を検討しようと思うと、その端末、マートメーター自身が(二十)が適用できないとそれに接続する貨物は、1の二のイ「一に該当する端末と通信するために設計したもの」、コンセントレーターは一と通信しなければということで、まずはスマートメーターは一に該当するかどうかを検討することになると思うのですがどうでしょうか。その辺を考えなくてコンセントレーターは単品で考えれば良いということでしょうか。

ご質問の趣旨をうまく噛み砕けていないのですけども、その今回の(二十)の1の二のイ「一に該当する端末と通信するために設計したもの」と書いてあるだけですから、これが適用されるものというのはあくまでも該非判定の対象として1の一の判定で、一の要件が満たされているものが初めて一に該当するとそういう整理になっているということだと思います。

<貨物等省令第8条第九号イ(二十)>⑧

市販暗号装置の九号へを選ばずに(二十)の1の一を選んで除外すればよいということでしょうか。

回答として最初に申し上げたように除外規定については重複排除を念頭においていませんので、どれか

1つに該当すればすなわち非該当という整理になります。

<貨物等省令第8条第九号イ(二十)>⑨

貨物等省令第8条第九号イの除外(二十)の「ネットワークに接続する民生産業用途に設計したもの」が追加になったのですが、こういった機器というのはそもそも暗号機能が特化されたものではなくて主たる機能の支援にしか使えないという意味合いで、副次的暗号で除外されてきたものと理解しているのですが、今回なぜ(二十)という除外規定が記載されたのでしょうか。

WAにおいてもここの議論というのは非公表というものだったと思いますが、副次的暗号装置として除外の対象になりうるのか、こういった除外規定というのはどれかに合致した場合には外れますよというものですので、あまり重複関係というのは気にせずに、具体的に使いやすいものであって管理に支障のないものを例示していると思いますので、そういった観点からIoTに特化した除外規定を新たに設けるという趣旨での新たな規定であると思います。

<暗号有効化の手段>①

暗号機能有効化手段について、貨物等省令第21条第1項第十六号、第十七号の技術とプログラムとはWAの書きぶりに合わせたという説明がありました。省令の条文の中では暗号化機能有効化手段の技術とプログラムは規制されていて、中身については役務通達の解釈で規定がされているということです。一方、省令第8条第九号9号のロ、貨物については、暗号機能有効化の手段であって(1)と(2)というのが省令の条文の中にあり、尚且つ運用通達の解釈にイとロということで同じ条文が書かれています。WAに合わせるのであれば、技術とプログラムと同じように運用通達の解釈で規定するということだと考えますが、このロのところは(1)と(2)が残った理由というのは何かあるのでしょうか。

貨物の省令部分が異様に細かく書いてある理由なのですが、WAの原文ではトークンと書いてあった部分について、トークンそのものを省令の中で書くのでは概念が分からないということで結構細かく書いてしまった部分だったと記憶しております。どのレベルまで一応書くべきであったのかというのは持ち帰って検討いたします。

<暗号有効化の手段>②

役務との差異というのは気にしなくてよいということでしょうか。

規制の対象となる外縁が変わったというものではなかったので、特に気にする必要はないかと思います。

<暗号有効化の手段>③

9の項の関係の「暗号機能有効化の手段に係る規定の改定」の件です。貨物の省令第8条第九号ロでは (一)と(二)と別けて分かりやすく規定されており、技術の省令第21条第1項第十六号、第十七号 はシンプルな規定にしたと思います。ただ運用通達、役務通達の解釈にも同じ内容が書かれているので すがこの必要性、つまりどうして両方に規定されているのでしょうか。 技術の省令は貨物の省令を引用し簡略化しています。解釈は、問い合われれば重複という形なのですが、同じように細かく規定したということです。

<暗号有効化の手段>④

貨物等省令第8条第九号ロでは、「暗号機能有効化の手段を用いることによってのみ」と「のみ」という言葉が入っていますが、運用通達の解釈では「暗号機能有効化の手段を用いることによって、」となぜか「のみ」という言葉が入っていません。さらに関連するところで貨物等省令第21条第十六号と第十七号に関しても「のみ」という言葉があります。この差異の意味合いがあるのでしょうか。

規制個所の限定でございますので、省令の言葉を正しく運用通達の解釈に正しく記すべきところの誤りです。その点の修正については近日中に対応したいと思っています。

<10の項関連>

輸出令別表第一の10の項(11の2)が追加され、「光センサー製造用のマスク・レチクル」の新しく規制されます。公布された運用通達の解釈「貨物等省令第9条第十三号の二中の宇宙用に設計した固体の光検出器」をすべて削除されるとのことでしたが、この「宇宙用に設計した固体の光検出器」というのは省令第9条第三号イから引用されています。「宇宙用に設計した」は7の項の運用通達の解釈に定義が規定されており、「設計若しくは製造されたこと又は試験に合格して適合されたこと」というものが含まれています。すなわち、宇宙用に製造されて試験に合格したCMOSセンサーは省令9条三号イには該当ですが、当該CMOSセンサーが製造される前にマスクはできている状態です。マスクは、宇宙用に設計したものだけを規制しようという考え方でWAでは議論され、その結果、この解釈が出来上がっていますので是非、省令9条三号イの「宇宙用に設計した」というものと省令9条十三号の二のマスク・レチクルの「宇宙用に設計した」というものは範囲が違うことを明確にするために、解釈は削除ではなく、残していただきたいとお願いします。ただし、省令9条十三号の二には「宇宙用に設計した固体の光検出器」というワードがありません。貨物等省令第9条第十三号の二では「光センサー」となっているため、貨物等省令第9条第十三号の二中の「光センサー」は「固体の光検出器ともいうと言うというような形で解釈を残していただきたいとお願いします。

検討して対応いたしますが、明定するときに、運用通達そのものに書き込むか、QAという形にするかは 検討します。

<受信機能を有するもの又はその部分品>①

説明資料の10の項の「ハイドロホンに係る規定の改正」ところで、「明確化の観点から、所要の改正 を行う。」となっているのにタイトルのところは「規制緩和」となっているのはなぜでしょうか。

また、10の項の運用通達の「受信機能を有するもの又はその部分品」の解釈で、「送受信機能を有するものを除く。」というのが削除されて、新たに「通常の用途において・・・適用されるものをいう。」という定義が追加されました。結局「受信機能を有するもの又はその部分品」の範囲は変わったと思っていいですか。

まず、最初の質問に対しては、緩和であり、明確化は誤りですので、説明資料の「規制対象範囲の明確化の観点から」の部分は削除願います。

2点目の質問に関しては、従来定義は規定されておらず、今回策定された定義については追加部分である「又はその部分品」もこの定義を適用します、ということです。それからの削除になった「送受信機能を有するもの」これが今後の取り扱いというか、結局どういう整理になったのかというのが2点目のご質問という理解でいいですか。

<受信機能を有するもの又はその部分品>②

運用通達の10の項の解釈「受信機能を有するもの又はその部分品」で、ここの改正についてご主旨というか背景をお伺いできればと思います。

これらはレジームの合意に基づく改正の内容ということです。実際に「受信機能を有するシステム」のところに今回の「通常の用途において個別の送信装置に結びついたものであるか否かに関わらず・・・」ということが合意されました。また「受信機及び受信機のために特別に設計された部品」も新たに解釈として設けられましたので現行の「受信機能を有するもの」に加えて「又はその部分品」というのを加えました。更に「送受信機能を有するものを除く。」とあったのですが、今回の解釈で「送信装置に結びついたものであるか否か関わらず」という内容に変わりましたのでそちらの除外規定を削除したということでございます。

<11の項関連>

運用通達の11の項の解釈「安定性」に関して「加速度計及びジャイロスコープの」とか「及び加速度計の」ということが追加されていますが、これは11の項(1)のみの適用から11の項(2)にも適用されるという解釈でいいでしょうか。

また、最後の「アランノイズ分散分析は・・・」が「又はIEEE Std 1293-1998 (R2008) 参照」に変わっているのですが、内容に変更はないという解釈でいいでしょか。

まず適用範囲は、特に適用できる条文を限定したものなっておらず、11の項に該当する対応する省令で「安定性」と使っていたらすべてこの定義が適用されます。

それから現行入っていた「アランノイズ分散分析」の各種ジャイロスコープに適用される記述は注の中にジャイロスコープを明記したため不要となり、追加したIEEEの規格については加速度計を追加したため今回追加になりました。

<13の項関連>

貨物等省令第第12条第十一号の改正に関して、説明資料では「規制内容の明確化」となっています。 しかしながら、改正前の柱書は「ガスタービンエンジンのブレード、ベーン又はチップシュラウドを製造するための装置又は工具(型を含む。)」と規定されており、「イー方向性凝固又は単結晶の鋳造のための装置」もガスタービンエンジンのブレード等、これらを製造するための装置と非常に限定されたものだったものが、改正後は、イについては「超合金用に」という言葉は追加されていますが、「ガスタービンエンジンのブレード、ベーン又はそれら用に・・・」という限定が外れており、規制範囲が広がっ ていると読めます。そういう観点からここは規制の強化なのではないでしょうか。

貨物等省令第12条第十一号は、柱書も「製造用の装置又は工具(型を含む。)」に改正になり、イは「改正前にあった「ガスタービンエンジンのブレード、ベーン又はチップシュラウドの製造用の装置」としてではなく「超合金用に設計した一方向性凝固又は単結晶の鋳造のための装置」と汎用性の要素を含んだ装置となって、規制範囲が拡大しており、その意味では規制の強化です。ロは、「もの」であって、装置又は工具」であったものが「工具」と限定され、規制対象範囲が明確になりました。ハに関しては、規制範囲に変更はありません。したがって、貨物等省令第12条第十一号全体は、「規制の強化・規制の明確化」となります。

今回追加された貨物等省令第12条第四号の二について、輸出令別表第1の13の項には(無人航空機はあっても)「航空機」という用語はありませんが、13の項の(1)から(5)のどの仕様を定めている項番なのでしょうか。

輸出令別1の13の項(2)「人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体又はその部分品」の「その他の宇宙開発用の飛しょう体」を「航空機」として整理しています。

<14の項関連>

運用通達の14の項の解釈「非磁性材料」に「相対性透過性」という言葉があるのですが、これは「比透過率」と同じ言葉と考えていいでしょうか。

ご照会の件については、同じ言葉と考えて良いです。

<その他>

講義の内容と直接関係ないのですが、私の会社は日系企業の海外工場に機械部品を輸出しておりまして、安全保障貿易管理を行う専門の部署がないので、日々の管理にかなり手こずっています。日々の該非判定のチェックや法令改正があった時も該非判定のチェック等を外部委託したいと思っていますが、委託できる機関はありますか。

外為法においては、許可を受けなければならない貨物について無許可で海外に出ていった場合、該非判定を含めて一意義的には輸出者が責任を問われます。具体的には輸出者が罰則の対象になり、行政制裁の対象になるということです。

該非判定について全て請け負っている業者というのは承知していないのですが、例えば個別具体的な貨物についてある程度該非判定についてはCISTECや日本機械輸出組合に相談できると思っています。また経済産業省として、個々の貨物についての該非判定はしていませんが、それ以外は安全保障貿易審査課、法規関係については安全保障貿易管理課、また、事前相談、一般相談という照会制度があります。何も目星もつけなくて該非判定について役所に来られても困ってしまうのですけれど、いろいろ利用できることはあると思います。